定　　　　款

第１章　総　　　　則

（商　号）

第１条　当会社は株式会社セゾンテクノロジーと称し、英文では Saison Technology Co.,Ltd.と表示する。

（目　的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1). 情報処理サービス及びコンピュータ・システムの管理運営代行
(2). コンピュータ・ソフトウェアの開発、販売、賃貸及びリース
(3). 情報処理機器の製造、加工、修理、販売、賃貸及びリース
(4). 通信システムに関する建設工事、建築工事及び設備工事の計画、設計、施工及び監理
(5). 通信サービス及び通信回線の賃貸
(6). 文書の整理編集及び保管管理業務並びに会計事務の代行
(7). 文書の集配及び集配車の運行管理業務の代行
(8). 前各号に関する調査、研究、コンサルティング、教育及び技術要員の派遣
(9). 前各号に関するデータ、マニュアル、報告書等の成果物の販売、賃貸及びリース
(10). 労働者派遣業及び有料職業紹介業
(11). 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
(12). 不動産の賃貸及び管理
(13). 通信販売を含む物品販売業
(14). 各種イベントとマネジメントの企画、推進及び運営
(15). 前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（機関）

第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1).　取締役会
(2).　監査役
(3).　監査役会
(4).　会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告は、電子公告により行う。但し、電子公告によることができない事故その他のやむをえない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章　　株　　　　　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、60,000,000 株とする。

（自己の株式の取得）

第７条　当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（基準日）

第９条　当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２．前項に定めるほか、必要あるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

（株主名簿管理人）

第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

３．当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規則）

第 11 条　当会社の株式に関する手続については、取締役会で定める株式取扱規則による。

第３章　　株　主　総　会

（招　集）

第 12 条　当会社の定時株主総会は、毎年 4 月 1 日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（招集権者及び議長）

第13条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示）

第 14 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することができる。

（決議の方法）

第15条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第16条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を 行使することができる。

２．株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　　取締役及び取締役会

（員　数）

第17条　当会社の取締役は、15 名以内とする。

（選任方法）

第18条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任　期）

第19条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役等）

第20条　代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

２．取締役の決議によって、取締役会長、取締役社長各１名及び専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

３．取締役会の決議によって、相談役、顧問各若干名を選定することができる。

（取締役会規則）

第21条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める取締役会規則による。

（取締役会の招集通知）

第22条　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の３日前までに発するものとする。但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。

２．取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法等）

第23条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

２．当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

（報酬等）

第24条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利

益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役との責任限定契約）

第 25 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300 万円以上であらかじめ定める金額または法令が規定する金額のいずれか高い額とする。

第５章　　監査役及び監査役会

（員　数）

第 26 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。

（選任方法）

第27条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。

２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任　期）

第28条　監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第29条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会規則）

第30条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会の定める監査役会規則による。

（監査役会の招 集 通 知）

第31条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。

２．監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議方法）

第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（報酬等）

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役との責任限定契約）

第34条 当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300 万円以上であらかじめ定める金額または法令が規定する金額のいずれか高い額とする。

第６章　　計　　　　　算

（事業年度）

第35条 当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までとする。

（剰余金の配当及び中間配当）

第36条　剰余金の配当は、毎年３月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。

２．当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

（剰余金の配当等の除斥期間等）

第37条　剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２．剰余金の配当及び中間配当には、利息をつけない。

第７章　　大規模買付ルール

（大規模買付ルール）

第38条　　当会社は、株主総会の決議により、当会社の株式等の大規模買付ルールの導入、更新、変更及び廃止をすることができる。なお、「大規模買付ルール」とは、当会

社が資金調達等の事業目的を主要な目的とせずに新株又は新株予約権の発行又は割当てを行うこと等により当会社に対する大規模買付行為の実現を困難にする方策のうち、当会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものをいう。

２．当会社は、大規模買付ルールの一環として、新株予約権無償割当てその他の対抗措置又は大規模買付ルールにおいて定める大規模買付行為に関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。

３．　当会社は、前項に基づき新株予約権無償割当てに関する事項を決定する場合には、新株予約権の内容として、以下の事項を定めることができる。

(1)．大規模買付ルールにおいて定める一定の者（以下「非適格者」という。）は当該新株予約権を行使することができないこと。

(2)．当会社が当該新株予約権を取得する際に、これと引換えに交付する対価の有無及び内容について、非適格者と非適格者以外の者とで別異に取り扱うことができること。

施　行	昭和４５年　９月　１日
改　訂	平成　２年　５月３０日
	平成　３年　６月２６日
	平成　４年　４月　１日
	平成　４年　６月１６日
	平成　５年　６月１７日
	平成　６年　６月２９日
	平成　７年　６月２９日
	平成１０年　６月２６日
	平成１１年　６月２９日
	平成１３年　６月２８日
	平成１４年　６月２７日
	平成１５年　６月２７日
	平成１６年　６月２５日
	平成１７年　６月２４日
	平成１７年１１月１８日
	平成１８年　６月２１日
	平成１９年　６月１４日
	平成２１年　６月１２日

平成２６年　６月１２日
平成２７年　６月２４日
平成３０年　６月２１日
令和　５年　６月２０日
令和　６年　４月　１日